

みなさんのアイデアが実現します！
～ 市有財産を有効活用！～



財産有効活用民間提案制度
【令和2年度募集要項】

福井市財政部 施設活用推進課
総務部 総合政策課

1 趣旨

本市では、土地建物の売却や余裕スペースでの広告掲載等により、市有財産の有効活用と収入の確保に取り組んできましたが、厳しい財政状況の中で市民サービスを継続的にやっていくためには、さらなる取り組みが必要です。

本募集要項は、民間事業者が持つユニークな発想やアイデアによる提案を幅広く募集し市有財産を最大限活用することを目的とし、財産有効活用民間提案制度（以下「民間提案制度」という。）について必要事項を定めたものです。

2 制度概要

民間提案制度は、民間事業者から財産の利活用に関する提案を求め、市の財政コストの削減と市民サービスの向上等につながる提案を選定し、本市との協議を経て実施していくものです。特徴は、下記の2点です。

- ・民間事業者の提案自体を知的財産として捉えます。
- ・提案が採用され、本市と協議が整った場合には、提案者と契約を行います。

ただし、この制度は解除条件付きの制度であり、関係者との調整がつかない等の事由で提案内容が実現できなくなった場合には、本件は事業化されません。

【図：民間提案制度におけるお互いのメリット】

【福井市のメリット】

財産の有効活用
財政コストの軽減
市民サービスの向上
地域経済の活性化



【民間事業者のメリット】

新たなビジネスモデル
企業イメージの向上

〔新規〕地域振興規定の導入

令和2年度の募集から、中山間地域等の財産を活用し「地域振興に資することを目的とした事業」(下表参照)を行う場合において、当該財産を無償又は減額により貸付を行うこととしました(以下、「地域振興規定」とします)。地域にとっては、地域の活性化、交流人口の増加等が期待でき、事業者にとっては、財産の利活用がよりしやすい条件下となりました。

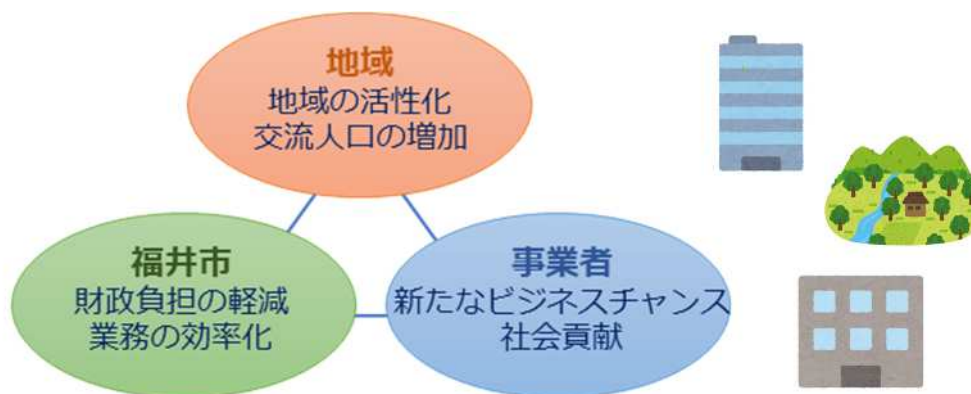
減額等が可能な財産については、5ページ又は「別添：財産概要」をご覧ください。

【地域振興に資することを目的とした事業】

次表に掲げる区分の要件をいずれかを満たす提案であることとします。

区分	要件
産業の振興	本市の産業の振興に資するものであること
雇用の機会の創出	地域の雇用創出につながるものであること
社会福祉の増進	本市の社会福祉の増進に資するものであること
教育・文化の振興	本市の教育・文化の振興につながるものであること
その他	上記に掲げるもののほか、地域の実情に則した地域活性化につながるものであること

【図：財産の無償・減額貸付による効果】



3 募集する提案

民間提案制度では、提案者自らが実施し、市の財政コストの縮減や市民サービスの向上等につながる提案を募集します。

提案の種類は、

未利用財産等の借受けに関する提案「未利用財産等の活用提案」と、市有財産への広告掲載やネーミングライツに関する新たな提案「広告提案」の2種類があります。

< 提案例 >

未利用財産等の活用提案	広告提案
<ul style="list-style-type: none">・ 低・未利用地の借受け・ 建物の余剰スペースの借受け 等	<ul style="list-style-type: none">・ 公共施設内への広告掲出・ 窓口封筒や送付ハガキへの広告掲載・ 広告付物品の無償提供・ 施設のネーミングライツ（命名権）等

ただし、次のような提案は事業化できません。

【共通】

- ・ 本市に経費負担が発生する提案
(ただし、十分な財政効果や政策実現に寄与すると認められる場合は除く。)
- ・ 提案者以外が実施主体となることを前提とした提案
(提案者と実施主体間で合意がなされている場合は、共同でご提案ください。)
- ・ 公序良俗に反する事業を行うなど市がふさわしくないと判断した提案

未利用財産等の活用提案

- ・ 施設の廃止や休止などを伴う提案
(既に廃止、休止等の方針が示されている財産に対する提案、敷地の一部など未利用部分のみの借受けで当該機能に支障をきたさないような提案などは可。)
- ・ 各財産における、適正価格を下回る提案
(地域振興規定を適用する場合を除く)

広告提案

- ・ 「福井県屋外広告物条例」「福井市広告事業実施要綱」など法令等に抵触する提案
- ・ 本市において既に実施している広告掲載の提案
(ただし、広告を掲載する媒体や掲載場所が異なれば可とします。)

なお、次の場合は、本提案制度によらず、従来どおり所管部署において対応します。

- ・ 道路、河川、水路等の占用許可や払下げを求める場合
- ・ 交通、通信、電気その他の公益事業の用に供するため、使用許可等を求める場合

4 募集する提案

未利用財産等の活用提案

下記1～8の未利用財産等(担当所管所属)

1	大和紡績工場跡地	都市戦略部 都市計画課
2	地 水仙ミュージアム	商工労働部 観光文化局 おもてなし観光推進課
3	地 フィッシングセンター跡地	
4	地 みやま長寿そば道場 「ごっつおさん亭」	農林水産部 農政企画課
5	(仮称)健康公園用地	教育委員会事務局 スポーツ課
6	越廼グラウンド	
7	地 旧国見公民館	教育委員会事務局 生涯学習課
8	地 蒲生町地係公有水面埋立地	財政部 施設活用推進課

未利用財産等の詳細は、「別添：財産概要」等をご覧ください。

地は「地域振興規定」により無償又は減額での貸し付けが可能な財産です。

広告提案

公共施設(屋内・ネーミングライツ)、物品、印刷物などの本市が保有する資産

ただし、審査により広告掲載がなじまないと判断する場合がありますので、ご了承ください。

5 提案できる方

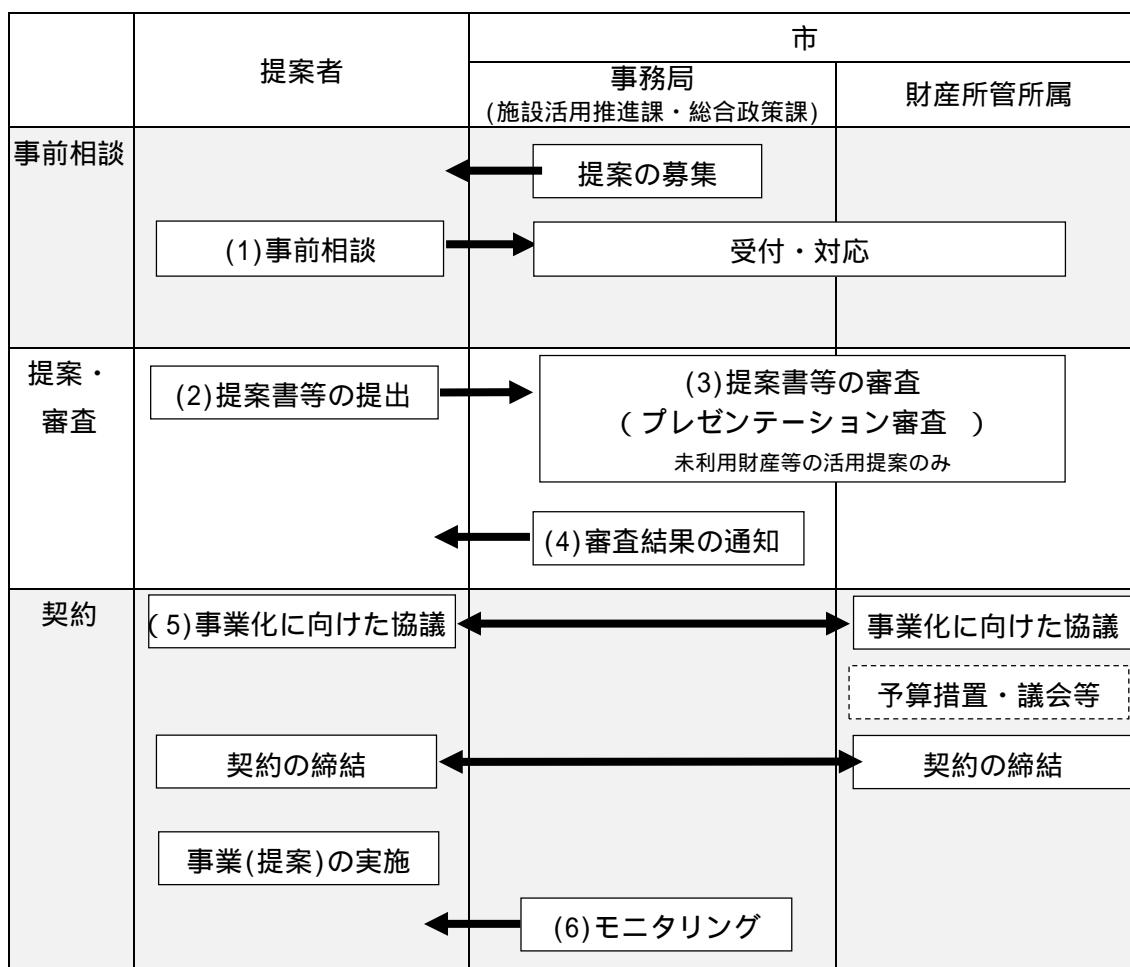
提案内容を自らが実施する法人及びその他団体（個人事業主、共同提案、広告代理店による提案も可能）が提案できます。法人格の有無は問いませんが、提案した事業を安定的に実施できる団体に限ります。ただし、次の事項のいずれかに該当する方は提案者及び構成員となることができません。

- (1) 福井市暴力団排除条例(平成23年福井市条例第22号)に規定する暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続中のもの及び会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続中のもの
- (3) 法令等に違反しているもの
- (4) 社会的信用を著しく損なうような問題を起こしているもの
- (5) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されているもの
- (7) 福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領(昭和60年4月1日施行)及び福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領(平成14年4月1日施行)に基づく指名停止を受けているもの
- (8) 税を滞納しているもの
- (9) その他、財産の有効活用の実施主体として適当でないと市長が認めるもの

6 提案内容の実施期間

提案内容の実施期間は、原則として5年以内で、本市との協議により成立した期間とします。ただし、提案事業者が行う建物の建築や改修等の理由で、本市がそれを超える契約が必要だと判断した場合は、この限りではありません。

7 提案制度の流れ



令和2年度 提案制度スケジュール

提案の募集開始	令和2年 8月31日(月)
事前相談及び現地調査の受付	令和2年 8月31日(月) ～令和2年11月13日(金)
提案書類の提出期限	令和2年11月25日(水)
書類審査	令和2年12月下旬予定
(プレゼンテーション審査)	令和3年 1月下旬予定
審査結果の通知・公表	令和3年 2月予定

具体的な提案制度の流れ

(1)事前相談

本提案制度をより効率的かつ効果的に運用するため、「未利用財産等の活用提案」については、提案前の事前相談（面談）を必須とします。事前相談を行っていない提案は受け付けることができませんので、ご注意ください。なお、「広告提案」については、事前相談は原則不要ですが、ご不明な点などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

ア 申し込み方法

「事前相談申込書」（様式1号）に必要事項を記入のうえ、郵送、メール、FAXにより各財産所管所属までお申し込みください（各財産所管所属の連絡先等は「別添：財産概要」にてご確認ください）。後ほど面談日についてご連絡いたします。面談の際には、事務局である施設活用推進課も同席して対応いたします。

また、「地域振興規定」による減額又は無償での借受を希望する場合は、その旨も「事前相談申込書」にご記入ください。

イ 相談内容に対する情報提供

面談時に、事前相談書の記載内容等を踏まえて、相談いただいた財産に関する基本的な情報をお知らせします。

ウ 本市からのヒアリング

面談時に、検討されている提案内容についてヒアリングを行います。その内容を踏まえ、提案の実現性・妥当性に関する意見照会を行い、関係法令に抵触する、提案の事業内容に重大な課題がある等、明らかに実現性が低いと判断される提案については、その理由をお伝えしたうえで、再検討をお願いする場合があります。

エ 現地調査

提案にあたり、希望する場合には、現地調査（物品等の実物確認を含む。）をすることができます。各財産所管所属が仲介した施設管理者と日程調整を行ったうえで現地調査を実施してください。なお、現地調査については、施設運営に支障のない範囲で行うようにしてください。

オ その他

面談時の質問については、メールやFAXにて対応するとともに、市HPにて随時掲載します。

(2)提案書等の提出

提案に必要な書類は下記のとおりです。必要事項を記載の上、令和2年11月25日（水）の提出期限までに持参又は郵送により事務局に7部提出してください。なお、必要に応じて、追加資料の提出をお願いする場合があります。

ア 提出書類

提出書類	提出部数
（様式2号） 提案書	正本1部、 副本6部（副本は複写可）
（様式3号） 提案に係る誓約書	正本1部、 副本6部（副本は複写可）
（様式4号） 提案団体調書	正本1部、 副本6部（副本は複写可）

イ 提出先

〒 910 - 8511 福井市大手3丁目10 - 1

（未利用財産等の活用提案） 各財産所管所属 宛

（送付先については、「別添：財産概要」をご覧ください。）

（広 告 提 案） 総 合 政 策 課 宛

ウ 提出時間

市役所開庁日（平日）の午前9時から午後5時までとします。土日や祝祭日の受付はできません。郵送の場合は、提案書類の提出期限日の消印有効とします。

エ 提出後の辞退

提案提出後に辞退したい場合は、参加辞退届（様式5号）を提出してください。

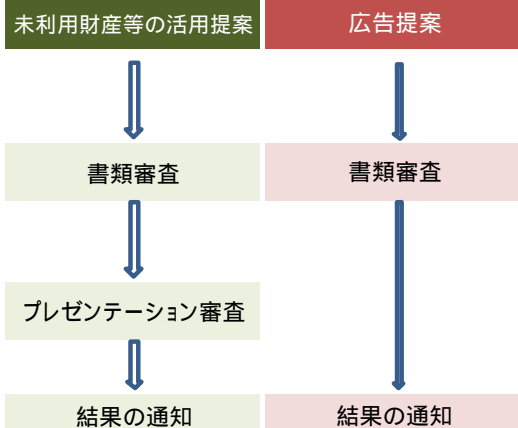
(3)提案書等の審査

ア 書類審査

提案者から提出された提案書等については、提案書類の内容が提案要件を満たしているか審査します。書類審査後、後日にプレゼンテーションによる審査を行いますので、日程等を併せて通知します。

なお、「広告提案」については、書類審査のみとし、一つの広告媒体に複数の提案があった場合は、提案価格等により優先順位付けを行います。

【審査の流れ】



イ プレゼンテーション審査

庁内にて、プレゼンテーションによる提案審査を行います。一つの財産に複数の提案があった場合は、併せて優先順位付けを行います。

【審査の方法】

- () 審査は、施設マネジメント審査部会等にて、提案者自身が提案内容を基にプレゼンテーションを行います。
- () 審査にあたっては、下記の観点に基づいて行うこととし、採否は施設マネジメント審査部会で決定します。

【審査の観点】

独自性	独自のアイデアや工夫に基づく付加価値があるか
公共サービスの充実	市民サービスの向上につながる事業内容となっているか
地域性	地域の雇用や経済等の活性化が図れるか
財政負担の軽減	市の歳入アップに繋がる事業内容となっているか
実現性	実現性の高い内容となっているか
	法令の適合性、リスク管理など民間活力等の導入にあたって支障となる事項はないか

【採否の区分】

- ・採用（一部採用）：今後の協議対象提案として、事業化に向けた協議を行うもの
- ・不採用：事業化に適さないと判断されたもの、現時点では実現が困難であるもの等

- () 審査は非公開で、提案者ごとに個別で行います。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、全ての提案者に通知するとともに、市のホームページで公表します。公表対象は「提案内容」、「提案の採用可否」とし、その後の事業化に向けた協議を経て、契約締結に至った場合は、「提案業者名」も公表いたします。

(5)事業化に向けた協議

ア 必要書類提出

採用された提案事業の提案者は、下記の書類を事務局まで1部提出してください。

提出書類	未利用財産等の活用提案	広告提案
法人登記事項証明書又は登記事項証明書に準ずる書類		
役員名簿（法人の場合、最新のもの）		
市税の納税証明書（最新のもの）		
開業届の写し（個人事業主の場合）		
構成員、責任の範囲を定めた協定書等（様式任意、グループ又は任意団体の場合）		
財務諸表又は提案者の経営状況等が分かる書類（平成30年度分）		

イ 事業化に向けた協議

採用された提案事業の提案者は交渉権者になり、上記書類の提出後に、事業化に向けて財産所管所属と詳細協議を進めます。なお、この際の協議は交渉権者が行った提案の範囲内で行うものとし、費用は交渉権者の負担とします。また、協議が整わない場合は事業化されません。

ウ 事業化に向けた注意点

本制度は、解除条件付の制度であり、交渉権者との協議が成立した場合においても、関係者との調整がつかない等の事由により、提案事業の実施ができなくなった場合には、本件は事業化されません。

エ 契約方法

協議や関係者、議会との調整等の結果、協議が成立した場合、事業者として本市と契約（随意契約）を締結します。

オ 結果に対する情報公開

協議の結果は、本市のホームページにて公表します

(6)事業実施（契約締結後）

契約締結後、事業者は責任をもって提案内容を履行することとします。また、財産所管所属が適宜実施するモニタリングについて、事業者は協力することとします。

8 留意事項

ア 提案者の失格要件

提案者が次の要件に該当する場合は失格とします。

- ・各提出書類において虚偽の内容を記載された場合
- ・本要項に定める事項を遵守しない場合

イ 提案に係る費用負担

原則、提案に係る費用（財産の現状復旧費も含む）は、提案者の負担とします。

ウ 提出書類の取り扱い

提出書類の著作権は提案者に帰属しますが、書類の返却はいたしません。また、本市は提案募集以外の目的で提出書類を利用することはありません。なお、提案者が事業者となった場合、著作権は本市に帰属するものとします。

エ 特許権等の侵害等

提案者は、提出書類が第三者の有する特許権等を侵害するものでないことを本市に対して保証することとします。提案者は、提出書類が第三者の特許権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならない場合、提案者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じるものとします。

オ 提案に対する情報公開

福井市情報公開条例に基づき、情報公開請求により一部又は全部を公開することがあります。

9 問い合わせ先（事務局）

「制度全般に関すること」については	「広告提案」については
施設活用推進課	総合政策課
電話 0776-20-5275	電話 0776-20-5283
FAX 0776-20-5778	FAX 0776-20-5768
Eメール sisetu-k-s@city.fukui.lg.jp	Eメール sougou@city.fukui.lg.jp

各財産所管所属の連絡先等は、「別添：財産概要」をご覧ください。

参考 本市における財産有効活用の事例

市庁舎地下食堂スペース（民間提案制度）

◆事業概要

福井市役所の地下食堂は、職員の福利厚生施設と位置づけ、使用料を全額減免して運営していたが、そのあり方等を見直し、民間提案制度において、行政財産の借受による運営事業者の募集を行った。



◆事業の特徴と効果

- ・ 2者の応募があり、もともとあった食堂・出前に加え、カフェ等を提案した事業者が選定され、サービスが向上した。
- ・ 新たな家賃収入を確保することができ、また、民間事業者によるリニューアル工事によりイメージを一新することができた。（市の財政負担なし）



芦見生涯教育施設 未利用スペース（民間提案制度）

◆事業概要

建物性能が良い旧小学校である「芦見生涯教育施設」について未利用スペースを活用する事業者の募集を行った。



◆事業の特徴と効果

- ・ 1者より未利用スペース及び体育館等を使用した「短期集中型健康スクール」の提案を行った事業者が選定された。
- ・ 遊休スペースの活用が推進されるとともに、新たな家賃収入を確保することができた。



福井市企業局未利用スペース運営事業者誘致（公募型プロポーザル）

◆事業概要

ガス事業の民間譲渡に伴い、市企業局庁舎1階ガスショールームが、令和2年度から未利用スペースとなることから、当該スペースを業者に貸し付け、隣接する中央公園との一体的な利用を含めた財産の有効活用を図るため、活用事業者の募集を行った。



◆事業の特徴と効果

- ・ 3者の応募があり、飲食、サテライト・オフィス、公園で実施されるイベントとの連携を主としたイベント事業を行うことを提案した事業者が選定された。
- ・ 新たな家賃収入を確保することができ、整備された中央公園の賑わい創出に寄与するという効果が得られた。



参考 本市における広告事業の事例（一部）

広告掲載による広告料収入の確保

市ホームページへのバナー広告



ごみ分別パンフレットへの広告掲載



市役所内 広告付行政情報モニター



自然史博物館分館ネーミングライツ



広告掲載による現物の無償提供

図書館の貸出雑誌の無償提供



行政情報冊子の作成・無償提供



本市の広告実施事例については、市ホームページのトップの事業向けメニューから確認できます。

(様式1号)

令和 年 月 日

(あて先)

福井市長 東村 新一 様

(申込者)

住所又は所在地	(〒 -)	
商号又は名称		
代表者の職・氏名		
担当者	部 署	
	氏 名	
	電話番号	
	F A X 番号	
	E-mail	

事前相談申込書

記

【提案予定の対象財産名】
【質問事項】
【現地調査(物品の現物確認を含む)の希望の有無】 (有 ・ 無)
【地域振興に資する事業を行うことを条件とした減免の希望】 (有 ・ 無)

(様式2号)

令和 年 月 日

(あて先)

福井市長 東村 新一 様

(提案者)

住所又は所在地	(〒 -)
商号又は名称	
代表者の職・氏名	印

提 案 書

1 提案内容

- ・提案内容の概要や特徴
- ・提案価格等を自由に記載してください。
- ・複数枚でも構いませんが、可能な限り少なくしてください。

(様式2号 続き)

2 提案理由

--

3 効果(公共サービスの向上、地域経済の活性化、市の財政負担軽減等)

--

4 提案事業に対する収支計画

--

(様式3号)

令和 年 月 日

(あて先)

福井市長 東村 新一 様

申請者 住 所
氏 名

提案に係る誓約書

弊社は、提案書を提出するにあたり、下記のいずれにも該当していないことを誓約します。

記

- (1) 福井市暴力団排除条例(平成23年福井市条例第22号)に規定する暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続中のもの及び会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続中のもの
- (3) 法令等に違反しているもの
- (4) 社会的信用を著しく損なうような問題を起こしているもの
- (5) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されているもの
- (7) 福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領(昭和60年4月1日施行)及び福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領(平成14年4月1日施行)に基づく指名停止を受けているもの
- (8) 税を滞納しているもの
- (9) その他、財産の有効活用の実施主体として適当でないと市長が認めるもの

(様式5号)

令和 年 月 日

(あて先)

福井市長 東村 新一 様

(提案者)

住所又は所在地	(〒 -)
商号又は名称	
代表者の職・氏名	印

参加辞退届

令和 年 月 日付で申し込みました「福井市財産有効活用民間提案制度」への参加を辞退します。